

会 議 記 録

会議名称	令和 6 年度第 3 回 杉並区立図書館協議会
日 時	令和 7 年 1 月 25 日（土）午後 2 時 00 分～午後 3 時 44 分
場 所	中央図書館 地下 1 階 多目的ホール
出席者	委員 鈴木、伊藤、滝田、福田、澤村、杉本、日向、松林、中島、内山、岡村、門間 区側 生涯学習担当部長（教育委員会事務局次長）、中央図書館長、管理係長、企画運営係長、企画運営担当係長、施設整備担当係長、資料相談係長、事業係長、管理係主査、企画運営係主査、資料相談係主査、柿木図書館長、高円寺図書館長、西荻図書館長、永福図書館長、宮前図書館長、成田図書館長、阿佐谷図書館長、南荻窪図書館長、下井草図書館長、高井戸図書館長、方南図書館長、今川図書館長、中央図書館業務委託責任者
配付資料	・次第 資料 1 令和 6 年度杉並区立図書館運営状況報告書（案） 資料 2 令和 7 年度利用者満足度調査（案） 資料 3 杉並区デジタルアーカイブ計画書
会議次第	1 開会 2 生涯学習担当部長あいさつ 3 議題 (1) 令和 6 年度杉並区立図書館サービス評価について (2) 令和 7 年度利用者満足度調査について (3) デジタルアーカイブ事業について (4) その他 4 閉会

○会長 それでは、定刻になりましたので、令和6年度第3回杉並区立図書館協議会を開催いたしたいと思います。

まず、生涯学習担当部長様よりご挨拶をお願いいたします。

○生涯学習担当部長 はい。皆さんこんにちは。今日はお忙しいところをどうもありがとうございます。ちょっと、座ったまま失礼いたします。

皆さんに今お務めいただいている第21期の図書館協議会は、任期はまだ少し残っていますが、皆さんこうしてお集まりになるのは今日で最後になると思います。どうも、2年間にわたり、ありがとうございました。

今日は6年度の図書館サービス評価という大きな議題がありますので、これを中心に、利用者満足度調査ですとか、あと、区で新たに始めるデジタルアーカイブ事業についてご説明をさせていただきますので、様々ご意見いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございました。

なお、今回、●●委員からはご欠席のご連絡を頂いております。また、●●委員におかれましては、ご事情があつて遅れるか、もしかするとちょっと来れないかもというご連絡を頂いておりますが、委員の定数は充足しておりますので、第3回の協議会を始めていきたいと思います。

また、議事進行に当たりまして円滑に進行できますよう、各委員の皆様のご協力をお願いいたします。できるだけ多くの委員が発言できますよう、ご配慮を頂きたいと思います。

それでは、本日の資料をお手元のほうにご配付しております。時間の関係上、資料の確認は省略させていただきますが、それぞれの議題の際に資料番号を示しますので、お手元に資料がない場合は事務局までお声がけいただければと思います。

それでは、早速、本日の議題に入りたいと思います。本日の議題は、当初3件を予定しております。

それでは、まず議題(1)の令和6年度杉並区立図書館サービス評価につきましては、委員の皆様は評価委員として年末より評価に当たっていただき、また年末年始にかけて評価報告書の確認等をありがとうございました。

それでは、今回、事務局より、成案となった評価サービス評価について説明をお願いしたいと思います。

○企画運営係主査 はい。企画運営係主査です。ただいま会長にもお話しいただきました

が、サービス評価につきましては、皆さんお忙しい時間、お手数をおかけしまして、どうもありがとうございました。議題(1)で使います資料は、資料1と、右肩のほうに「評価確定版」とついているこの資料を二つ、ご確認いただければと思います。

まず、図書館サービス評価につきましては昨年の11月16日に開催しました評価部会にて図書館が行った自己評価に対して、皆様から第三者評価とご意見を頂きました。その際に皆様から頂いた評価、ご意見を、会長、副会長に、資料1の後半になります、第3章のようにまとめていただいております。そちらの最終版がこの評価確定版ということで、文字が小さくなってコメントがついているものを、別にホチキス留めにしてお配りしております。こちらが、ただいま最終版ということになっております。

基本的には、語句の修正と、あと、一部、文章の修正などをさせていただいておりますが、まだ、文字が一つ欠けているですとか、言葉が一つ重なっているところがありまして、その修正がまだ間に合っておりませんが、その辺りはこれから校正をしていく中で修正していこうと思います。この内容につきまして、基本的には皆様から内諾を頂いているものというふうに事務局としては判断させていただいております。本日は、この資料1、第2章、第3章につきまして、協議会としての承認を頂きたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○会長 はい。こちらについては、13ページからの図書館協議会の評価というところについて、皆様に年末年始ご確認いただいた内容となっております。ちょっとまだ直っていないところもあるんですが、ほぼ細かい修正のみということで、文意や内容については、11月の評価部会を踏まえた内容をまとめた形で、文書にまとめてあります。このコメントがついているものは、最初、我々が、私と副会長が作ったものに対して様々なご意見が出まして、それについて修正した、「削除」となっているのは、もともとあった言葉を削除して、今はこういう言葉になっていますという形で、見て分かるように作ったものになります。おおむね皆様から頂いたご意見については反映した形で修正して、一応メール等でご内諾は頂いておりますので、協議会としてはこの案をお認めいただけたらと思いますが、皆様、よろしいでしょうか。事前にご確認いただいておりますので、大丈夫だと思います。

(了承)

○会長 それでは、こちらを、今年度、令和6年度の杉並区立図書館サービス評価の最終的な決定、協議会としての意見として決定したいと思います。ありがとうございました。

○企画運営係主査 皆様、ありがとうございました。それでは、こちらの第2章、第3章は

令和6年度図書館運営状況報告書の軸になる部分としまして、冊子の作成に向けて作業を進めてまいりたいと思います。

第1章として、かがみの部分を作りまして、第3章の後ろに各館が独自でしました評価ですとか利用者満足度調査の帳票ですとか、結果の数値など資料編をつけて、1冊にまとめてまいります。冊子にまとめるとともに、こちらは教育委員会に報告しました後に図書館のホームページでもデータでも公開をするということになります。

先ほども少しお話ししました、冊子を作成するに当たりまして、読み直してやはり誤字、脱字、簡単な修正ですね、そういったところが見つかると思われまいますので、その際には事務局と会長、副会長と相談させていただきながら修正してまいりたいと思います。ただし、文章に関わる修正などありましたら、皆様に一度ご確認いただくことがあるかもしれませんが、基本的にはこれ以上内容が変わるようなことはなく、冊子の作成を進めてまいりたいと思いますので、軽微な修正に関しては一任していただければ幸いかと思います。では、そのように進めてまいります。ありがとうございました。

(●●委員入室)

○会長 はい。大丈夫でしょうか。あ、●●委員がちょうどいらっしゃって。ちょうど、今、いらしゃったところです。大丈夫ですか。はい。

それでは、続きまして、議題の(2)令和7年度利用者調査について。こちらについて事務局より説明のほうをよろしくお願いします。

○企画運営係主査 はい。引き続きご説明させていただきます。資料2、A3で二つ折りにしております令和7年度利用者満足度調査の調査票の案をお配りしております。

こちら、来年の利用者満足度調査なんですけれども、図書館サービス基本方針が令和5年度に変わりました、昨年は新しい利用者満足度調査の項目をつくりまして、アンケートを行いました。1年目でしたので、基本的には令和7年度も今年度同様の質問項目でアンケートを行いまして、経年のデータを蓄積していきたいと考えております。ただ、先ほどの評価の中でも、アンケートの選択肢の工夫ですとか、そういった部分のご意見いただいておりますので、その辺りはまた考えていきたいと思っております。

ちなみに、こちらの資料2の中で、墨塗りをさせていただいている部分が幾つかあります。これが、今の段階で修正が必要かと思っている部分になります。

まず、開いていただきまして、問3-4です。こちら、6に、「利用したことがない」という項目がなかったので、これを追加しようと思いました。そして、問4-5、「図書館ホー

ムページでの情報発信」ですけれども、図書館ホームページがそろそろ新しいホームページに切り替わりますので、新しいホームページのトップページですとかコンテンツの名称に書き換えるということになりますので、ご了承ください。

また、めくっていただきまして、問6、その他ですけれども、この6-1という項目は、この新しい利用者満足度調査のアンケートをつくったときに、その年のトピック的なもので、毎年この質問項目を変えて、その年に聞きたいなということを聞く項目として活用しようということで設定したところです。今、案としまして、「（今後）特に取り組んで欲しいサービスは何ですか」というものをたたきの意味も込めて載せております。去年は「どんなサービスがあったら利用しますか」というところなんですけれども、次年度は図書館としてやっぱりこれは取り組んでほしいということを皆さんに聞きたいなと思っております。1番から8番まで、今、事務局のほうで思いついたものを載せているんですけれども、どうしてこの「取り組んで欲しいサービスは何ですか」ということを聞いてみようかと思った目的なんです、利用者満足度調査の自由意見の中で必ず多くあるもの、新しい本をもっと入れてほしいですとかCDはないのかですとか、あとは電子図書館を導入してはどうでしょうというようなこと、また、図書館以外の、駅ですとか、商業施設とか、そういったところに返却のポストを置いてほしいとか、そういったご意見はかなり多く書いていただくことがあります。また、図書館への要望としてもそういったご意見は多く頂いているんですね。ただ、これを実際にどのような割合で利用者の方が求められているのかという数値的なデータというのは、今まで取っていない。そういった意見を聞いてはいるけれども数値的に表現したことがないということがありますので、そういったデータを取って、今後のサービスの力の入れ方といいますか取組方に、こういうふうなデータの裏づけがあってこういうことをするんだと、使える資料が作れるといいなと思ひまして、こういった項目を令和7年度に聞いてみてはどうかというご提案というか、事務局の案になります。

この利用者満足度調査の実施なんですけれども、例年5月に実施しているんですが、次年度につきましては、この利用者満足度調査の帳票を1回皆さんに見ていただいてからアンケートを実施したいと思っておりますので、7年度の第1回の協議会の後、6月の後半から7月ぐらいになるかと思うんですけれども、その頃に実施したいと、今、検討しているところになります。また、実施に際しましてはできるだけ回収率を上げるために、この紙ですとかQRコード、図書館ホームページでの展開ということ以外にも、告知にも力を入れて、回収率、回答率を上げられるように進めていきたいと思っております。

事務局からは以上になります。

○会長 はい。ありがとうございました。

こちらにつきまして、まず皆様からご質問等ございますでしょうか。

委員、どうぞ。

○委員 はい。ありがとうございます。

一つは、単純な点、文字の変換なんですけど、3-4の閲覧スペースのところに「利用したことがない」というところの「ない」がここだけ平仮名でほかが漢字になっているので、ここはそろえたほうがいいと思います。

それから、問6の、「バリアフリー図書の充実」というのが追加になると思うんですが「バリアフリー図書」と言われて、はい、はいと分かる人がどれだけいるのかということと、あと、図書とは限らないと思うので、ここに何か補足の文言をつけられるといいと思います。

以上です。

○企画運営係主査 ありがとうございます。

○会長 はい。ありがとうございます。

ほかにごございますでしょうか。

委員、どうぞ。

○委員 ちょっと教えていただきたいのは、ホームページがリニューアルされるのがいつ頃なのかということと、あと、このスマートフォンで回答する場合の、何でしょうね、データがどういうふうに蓄積されるのか。例えば、最近だと、MicrosoftのFormsとかを使うと、もう自動的に全部集計されて、グラフまでできちゃうみたいな感じになるんですけども、そういうのを利用されるのかどうかとか、その辺をちょっと教えてください。

○企画運営係主査 はい。ホームページにつきましては2月の中旬に切り替え、新しいホームページを見ていただけるように準備をしているところです。で、実は、本日そちらにスクリーンも出ているんですけども、その2月に切り替わる新しいホームページの画面を皆さんに見ていただく時間を取ろうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。このアンケートをするときには、新しいホームページがある程度皆さんに見ていただけているタイミングになるかなと思います。

また、スマートフォンでのアンケートの結果なんですけれども、区役所のほうでLoGoフォームという仕組みがありまして、そちらにログインしていただいて、回答していただく

んですが、おっしゃっていただいたように、グラフですとか分析などもできるんですけども、各館ごとに何人いたか、何歳ぐらいの方がどんなふうに使っているかというような分析はLoGoフォームでできる表作成、グラフ作成の仕組みとうまく合いませんで、結果的に手作業で、紙で頂いたものとネットで回答いただいたものを足して手作業で集計をしています。その辺りももうちょっと使い方など工夫をすればいろいろあるのかもしれないんですけども、令和6年度に関しては手作業で作業いたしました。

○委員 それは、必ずそのLoGoフォームを使わなきゃいけないことになっているんですか。

○企画運営係主査 使うことになっているわけではないのですが、区としてそういったものを使ってアンケートを取ろうという方針にはなっていますので、ネットでアンケートをするということであればその仕組みを使っていたということになります。

○委員 デジタルの時代なので、できるだけ効率よくできるような仕組みを模索していただければなと思いました。

○企画運営係主査 はい。

○中央図書館長 はい。すみません、一つだけ補足なんですけれども、今までは5月に3日間かけてやってきたということがあるんですけども、やはりより多くの、そういう調査の集計をしていきたいということもありますので、その期間をどれぐらいにするのかとともに、事前の案内ですね、こういうふうにこの時期にやりますよということをお知らせして、それでその時期に参加していただくということも考えているということがありますので、今までは、いきなり、もう、今やっていますというだけだったので、そういうことも少し取り組んでみたいなというふうに考えているところです。

○会長 はい。

ほかに、委員の皆様からございますでしょうか。どうぞ。

○委員 はい。私は多分ヘビーユーザーだと思うんですけども、図書館で本を例えば予約するときに、ホームページからではなくて、図書館のあの予約のところから行くんですよ。そうすると、ホームページって見ることはないんです。多分大概のヘビーユーザーの方はそちらから予約とかをしていると思うので、そこで図書館のホームページを見られるように、例えばクリック一つ、ここから図書館ホームページに行かないんですよ、たしか。

○企画運営係主査 上に「杉並区立図書館」という漢字が出ると思うので、そこを触るとトップページに飛ぶと思うんですけども、どうでしょう。

○委員 トップページに行くということですか。

○企画運営係主査 そうですね。はい。

○委員 それで、アンケートの回答もできると。

○企画運営係主査 そうですね、トップページの「お知らせ」から入っていただければ。

○委員 分かりました。ありがとうございました。

○会長 ほかにございますでしょうか。

どうぞ、委員。

○委員 すみません。最近、杉並区で参加型の予算って、やっていますよね。あれって、例えばツイッター改めXとかで広報されたりとかして、私はLINEのほうも登録していますが、LINEで来たりとかして、やっているんだと思って、興味があるものについては参加したりとか。というふうにやったりするんですけれども、そういうことでやるのか、あるいは広報に載つけるのか、そういったようなことは考えていらっしゃるのでしょうか。

○企画運営係主査 よろしいでしょうか。

そうですね、X、LINEのお知らせというのは有効かなと思いますので、それは考えて、使いたいなというふうに想定はしております。ただ、広報は、ちょっとタイミング的に載せられる、その締切りとかの関係で迅速性がないので、ちょっと今までは使い勝手がどうかかなと思っていたんですけれども、広く区民の方の目につくということであれば、広報もとても有効な手段だと思いますので、うまく準備ができれば活用したいと思います。ありがとうございます。

○会長 はい。委員。

○委員 すみません。ちょっと感想めいたことになってしまうんですけれども、今、委員がおっしゃったことがすごく重要なことだなというふうに思えてきて、我々の感覚だと、図書館外の人に向けてというか、図書館利用者の、そうじゃない人に向けて外にどんどん発信していきましょうよみたいな話になっているけども、今のお話を伺うと、図書館のヘビーユーザーでありながらネットの情報に触れられない方々というのはいらっしゃるんで、やっぱり、ちょっと本末転倒かもしれないんだけど、図書館のホームページのお知らせを読みたいから図書館にやってきて閲覧するというようなニーズも、もしかしたらあるのかもしれないなと思って。お家ではネットにつなげられないんだけど、例えば家族にもちょっと頼みにくい。でも、何かXで発信しているらしいなみたいなので、見てみた

いけどやり方が分からない、みたいな人が図書館に来て、「図書館のXを見たいんですけど」と言ったら、「ここで見られますよ」みたいなサービスが本当は要るんじゃないかな。時限的かもしれないんですけど、何年かたったらなくなるニーズかもしれないんだけど、そういうこともちょっと考えたらいいかなと思いました。

すみません。感想めいていて、あれなんですけど、以上です。

○会長 はい。

ほかの委員の方から、何かございますでしょうか。

次回の、次回というか新年度のまた図書館協議会、継続していただける委員につきましては、また改めてこちらでアンケートを取りたいと思いますというご提案をさせていただきますので、ご意見等ございましたら、またメール等で寄せていただければと思います。

一つ私が思ったのは、これ、紙でやる場合には、この「〇〇図書館」というところで図書館ごとに集計できるんですけど、ネットの場合、その「〇〇図書館」というところがいわゆる質問項目に入っていないんで、恐らく図書館ごとに集計できないんじゃないかなと思うんですが。

○委員 そうそうそうそう。

○企画運営係主査 はい。逆なんです。質問項目に、これはどこで受け取りましたかとかどこが最寄りですかというような、質問の一つになってしまっているんで、その質問で、こう、データを寄せるということができない。あの……

○会長 うーん……。まあ、ちょっとそれが区のシステムの特徴ということですね。

○企画運営係主査 そうですね。なので、使い方をもう少し考えていけば、いいのかもしれないですが。

○会長 はい、分かりました。よくあるのは、「あなたご自身について、該当の番号を○で囲ってください」というところに「よく使う図書館」というのを並べて、「選んでください」と。「必ず、一番使うのを選んでください」で、その数で仕分けるとするのはよくあるパターンなんですけど、そういうふうにはなっていないということなんですね。

○企画運営係主査 そうですね。そこで仕分けた後、手作業になるということですね。そこで仕分けたものを表にするというようなことがうまくできなかったという。

○会長 ぜひ、ここのシステムがもし——うちの市は、セキュリティー上、駄目なんです。紙でやるアンケートは、必ず市のシステムを使って、市のサイトの中にデータを保存しなきゃいけないみたいなのがセキュリティーのあれで決まっているんで、外部のやつが

使えないんですね、Googleフォームとか、マイクロソフト。もし使えるのであれば、いろいろ、委員からもご意見ございましたが、使っていただければ、よりやりやすいかなとは思っていますので。

あと、項目とかについては、先ほどバリアフリー、委員からもありましたが、バリアフリー図書とかほかの部分でも、これ、聞いても、「視聴覚サービス」って、意外と分からないですよ、「CD、DVD」とか言わないと。「視聴覚サービスって、何ですか？」と、結構。「参考資料」もそうですね。「参考資料」って、「辞書・事典」と言わないと分からないとかですね。一番、6-1ですね、「参考資料等の調べものに関する資料」だったら、「参考資料等」って要らないよね、とかですね。いわゆる無意識に使いがちな専門用語的な形ではあります。

あとは、幾つかあると思いますが、また、委員の皆様からぜひご意見を頂ければと思います。満足度に「分からない」という選択肢を入れるかどうかとかですね。一番最後の総合的な満足度に「分からない」と入れるかどうかとかですね。

○企画運営係主査 そうですね。それだけでも、今、皆さんにご意見を伺ってもよろしいでしょうか。

「利用したことがない」というのは、イコール、「分からない」というふうに理解をしてもいいのかなとも思ったんですね。ただ、「どちらともいえない」は、イコール、「分からない」ではない、全然違うことかなと思ひまして。

○会長 あ、今、問5の話をしています。裏面の問5ですね。

○企画運営係主査 そうですね。問5もそうなんですけれども、全体、そうですね、問5に「分からない」というのを入れるのは、とても、ちょっと躊躇があるところなんですけれども、それ以外のところでも、「利用していない」、イコール、「分からない」というふうに判断をしてもいいのかなということ。その辺り、「分からない」という選択肢について肯定的なご意見を皆様がお持ちでしたら「分からない」をうまく盛り込んでいきたいと思うんですけれども。皆様から、入れたほうが、評価の中ではそういったことを検討してもどうでしょうというふうに頂いているんですけれども、実際入れてつくってみて、どうなのかなというところをご意見いただきたいなと思います。

○会長 まず、こちらは、図書館を使わない人も答えることはできるということですね。全く使わない方も、一切図書館を使わない方も、このアンケートは答えることはできますね。

○企画運営係主査 はい、見つけていただければ。

○会長 あ、見つけていただければ。それはそうだ。

○副会長 見つけないと思います。

○企画運営係主査 結局、今のところ、入り口、Xなどを使って、図書館ホームページ以外のところからアクセスしてもらうように準備ができれば、そういうところで図書館を使ったことがないよという人からもお答えは頂けるようになるのかなと思うんですけども。

ただ、そうすると、選択肢のどこが最寄りの図書館ですかということに、「どこでもない」というのをつける必要が出てくるのかなということもあったりするんですが。

○委員 ああ。まあ、それは、ネットで知ったみたいな、入り口だけは。

○企画運営係主査 そうですね。このアンケートをどこでお知りになりましたかのような。はい。

○会長 今、「利用したことがない」と、「ない」項目、問1とか問3-1とか、そういうところに、「分からない」という設問を6としてつけるかつかないかについて、私はあってもいいのかなと個人的には思います。使っていても分からないという人もいるかもしれませんから、あってもいいのかなと。それをどう解釈するかというのは、ちょっと難しいんですけど。

○委員 「分からない」が、多分二つ以上の解釈ができて、一つは、本当に「分からない」、アンダースタンドではないという「分からない」と、もう一つは、「知らない」というドント・ノーがあるので、そこが日本語の難しさのような気がします。うーん……。

ちょっとすごい個人的な話なんです。さっき、私、家族と一緒にそこまで来ていて、で、時間調整のためにそこでコーヒーを飲んでいたんですけど、そうすると、例えばそれと一緒に来た家族が、たまたまアンケートをやっているからという、利用していないのに答えちゃって「分からない」みたいなことには、確かになるんですよ。

○会長 まあ、本当に……

○委員 でも、それで、ちょっと答えなくなっちゃって答えちゃう人もいるかもしれない。可能性がゼロではないということですね。

○会長 ぜひ、それは、区民の方々に、ちょっと、どうしたほうがいいのかというのはちょっと、素朴な意見でもいいので、ぜひ、ちょっとお聞き……。まあ、あんまり利用しない人は、まず、そもそも答えないだろうという前提はあります。そもそも利用しない……

○委員 何かね、粗品がつきますよとか……

○会長 そうですね。

○委員 そういうインセンティブがないと、答えないと思うんですけど。

○会長 答えないと思います。もしくは、途中でやめちゃうか。

○委員 そうですね。

○副会長 すみません。よろしいでしょうか。

○会長 どうぞ。

○副会長 多分、これは利用している人にその満足度と不満を聞くという趣旨で始めている調査だと思いますので、その場合は、通常、社会調査ですと、利用していないと分からないので、評価ができないというふうに考えて、利用したことがないという人に答えてもらったら、その人はもう外すという方向で整理するというのが一般的で、今、その、使っているんだけど評価ができないというふうに考える人の場合は、あ、そのために「どちらともいえない」という選択肢をつくっていて、その「分からない」、「答えられない」という人は、いいとも悪いとも言えないから真ん中の「どちらともいえない」というのを答えると。で、それ以外に答えられるものをつくってしまうと、どんどんそっちに吸われてしまって、意見が取れなくなるので、そのところは基本的には入れないほうがよいと思います。

なのですが——というのが今の枠組みでやっている話でして、ただ、利用していない人に、どうやったら利用してもらえるようになりますかという意見は、それは図書館としては聞きたいところだと思うので、そういう人がこれを手に取っても、だから、日頃利用していないんだけど聞かれば答えてもいいよというような意見をどこか書けるところだとか、何かを新たに追加して、利用していなくても対象になるということが分かるような立てつけにするというのが重要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。今のご意見いろいろを多分整理すると、そういうふうな、全体を利用していない人でも意見が言えるとか、そういうようなところがあるという話と、あと、利用している人については、サービスを利用していれば、ここでも何らかの評価をする。使ったことがない人は、そこで使ったことがないから、ここには回答しないというふうに分けるというのがよろしいかと思われま。

○委員 他区のやつを見たことがあるんですけど、そこはもう、「利用していない」となったら、もう、チャートじゃないけど、ピッとこっちに行って、「なぜ利用しないんですか」という項目に飛んでいたんですよね。それでもう、終わり。

○会長 フレームワークが……

○委員 そうそうそう。そういうのも、そうするんだったら、ありかなと思います。

○中央図書館長 よろしいでしょうか。

○会長 どうぞ。

○中央図書館長 この1年間は、私たちもいろいろと検討してきた中で、この調査というのは、あくまでも利用されている方の満足度はどうなのかというのをまず測っていかうと。もう一つのカテゴリーとしては、利用されていない人がなぜ利用されないのか、どうやったら利用されていくのかと、調査は必要だねと、ずっと議論はしているんですよ。そこまで、後で皆さんにお示しするまでに至っていないんですけれども、いずれそういうことが必要になってくる。その分析をして、さらに利用を高めていくということは考えていこうと思っていますので、今回はあくまでも利用されている人がどういうふうにジャッジをしていくかということで、特化していこうかなというようなスタイルで考えているところです。

○会長 どうぞ。

○生涯学習担当部長 すみません。生涯学習担当部長です。

先ほど副会長から頂いた意見、私もそのとおりだと思います。それで、このままだと、基本的には利用者満足度調査で、使っている人が大前提だけでも、使っていない人が答えたときのちょっとその集計の仕方というのが曖昧になってしまうので、例えばなんですけど、一番最初のほうのこの枠が、「あなたご自身について、該当する番号を○で囲ってください」という問いが幾つかあるんですけど、これの4番目ですね、「来館頻度」というところが、今、6の「1年以上利用しない時もある」で終わっているんですけど、例えばこの後に、「利用しない」とか「3年以上利用したことがない」とかいうようなのをつくって、ここで回答した人というのは、利用者の満足度からは集計上外すけれども、その人たちの意見というのは、やっぱり使っていない人の意見としても重要なので、それはそれで集計して、別の形で生かせるところは生かしていくと。例えばそういうことができるのかなというふうには思います。

○中央図書館長 すみません。今頂いた話の中で、もう一つそこの中では、「利用したことがない」という人でも、それでも何か「図書館に対して何かご意見がありますか」という欄をつくっておけば、それをその人たちの意見として吸い上げていけることができると思いますので、それは一番最後のところで書けるように、か、もしくはどこかに書けるよ

うな、案内できるようにできれば、せっかくそこに書いてくれた人の意見もある程度利用できるかなというふうに考えるところです。それも含めまして、次回までにはいろいろと検討した結果をご報告させていただきたいと思いますが、その間にもいろいろとご意見いただければということで、遠慮なく、メール等で頂ければと思っています。

○会長 はい。よろしいでしょうか。

(了承)

○会長 じゃあ、こちらについては、来年度の第1回目の協議会等でもまたご意見を伺いますし、それまでにお気づきの点とか、こうしたほうがいいんじゃないかというご意見がございましたら、メール等でまた図書館のほうに寄せていただくということで、本日は様々なご意見ありがとうございました。ぜひ、参考にさせていただけたらと思います。

それでは、続きまして、議題の(3)デジタルアーカイブ事業についての説明をお願いいたします。

○資料相談係長 資料相談係長です。私のほうからはデジタルアーカイブ事業について報告、ご説明をさせていただきます。資料は「杉並区デジタルアーカイブ計画書」に従ってご説明をさせていただきます。

まず、デジタルアーカイブとは、様々な資料をデジタル化をして、それを保存、公開、活用すること。つまり、アーカイブですね。それを行っていくということとして定義をしています。具体的には、資料をインターネット上に載せて、それを閲覧できるようにする、そういった利用をサービスとして提供していくということになります。

では、計画書に従って説明していきますが、事業の概要としては「杉並区デジタルアーカイブ」という名称で、愛称など付けるようであれば、またそれは考えていきたいと思っています。

事業の主体は杉並区立中央図書館で、区のいろいろな部署で持っている資料をまとめていきたいと思いますので、連携の課としては、生涯学習推進課、ここは郷土博物館や文化財係などを所管しております。あとは区の広報課、情報管理課、総務課など、区全体として行っていく事業ということになります。

事業の目的としては、杉並区の実行計画の、令和6年から8年度を、今、策定しておりますが、こちらの施策に載っている事業であり、「＜次世代への歴史・文化の継承＞歴史的資料のデジタルアーカイブ化」により、杉並区の歴史・文化を広く発信して、その普及・啓発・活用を図って、長期的な継承に寄与すると定めて、計画事業として行っていくとし

ております。

デジタルアーカイブにすることのメリットについては、以下5点ほど挙げております。まずは、時間的・地理的制約を超えた資料の提供ということで、今は図書館やそれぞれの施設に来館する必要があります。しかしウェブで公開するようになれば、いつでも、どこでも、誰でも、同時に複数のアクセスが可能になって、利用者が閲覧できるようになります。

次に、原資料の破損や劣化の防止。紙の資料ですと、いずれは劣化をして使えなくなってしまうという問題がありますが、デジタル化することによって、こういった問題もなくすことができるということになります。あと、災害などの予期せぬ消失とかにも対応ができるということになります。

次に、地域の再認識・活性化。歴史的・文化的に価値のある資料をインターネット上で公開することによって、国の分野横断統合ポータル「ジャパンサーチ」がありますので、これと連携をして、杉並区という地域の情報を広く国内外、全世界から見られるようになるということになります。そういった形で発信をすることができるということになります。さらに、地域の産業振興のためや参考資料や広報資料、教育機関における郷土の学習の教材としても利用することができるようにと思っています。

次に、地域のデジタル情報資産の一元化ということで、先ほども言いましたが、各課でいろいろな資料を持っていますので、それを一つにまとめて情報発信することができるということです。

次に、あらゆる多くの人に利用可能性の向上を図ることができる。デジタル化をすることによって、子どもや高齢者の方、障害者の方、どんな方でも利用できるように、利用しやすい資料にしていくということになります。そういった環境を整備するということになります。

こういったメリットがあると考えています。

対象の資料としては、各課の所管する、先ほど紹介した各課が所管するものを順次デジタル化して公開していくということになります。

図書館としては、令和7年度から、図書館で所蔵している地域資料や行政資料、地図類など、既に630点ほどデジタル化はしておりますので、これを基に公開していくというふうに考えています。

あとは、郷土博物館や広報課などが持っている様々な資料を、これからデジタル化をし

と一緒に参加していくという形で行っていきたいと思っています。

3ページに行きまして、既に23区、デジタルアーカイブ事業というのは行っているところが多くて、例えば品川区ですと「しながわデジタルアーカイブ」、お隣の中野区では「中野区立図書館デジタルアーカイブ」、あと、豊島区では「としまひすとりい」という題をつけて、デジタルアーカイブとして行っています。

今日はこういったところの実際の映像などは準備しておりませんが、こちらのサイトをご覧いただければ、これからやろうとしていることが具体的にイメージしていただくことができるんじゃないかなというふうに思います。

次に、想定される利用者ですけれども、地域の歴史・文化に関心のある方。一般の利用者ということになります。行政関係者や地元企業の関係の方、マスコミ関係者。教育関係者と児童・生徒というのは、先ほど少し言いましたが、学習にそれを使えることが考えられますので、子どもたちにもそれを使って、授業の中で活用していってもらえると思っています。

事業の方法については、体制として資料選定をして、これからデジタル化作業をまた進めていながら、今持っているものに追加しながら進めていくように考えております。

4ページに行きます。資料には著作権がありますので、これを公開していくということになりますと、著作権の規制が出てきます。既に著作権が切れているものに関しては問題がなく公開していけるとは思いますけれども、そういった著作権があるものに関しては、著作権者に確認して、公開が可能ですよというものに対して公開していくということになります。こちらは杉並区立図書館デジタルアーカイブ運営要領を今、策定しており、令和7年4月の施行で準備しております。こちらを規定して、それに従って行っていくというふうに考えています。

次に、データの保管ですけれども、こちらは、以下書いてあるとおりの保管で、危機管理に十分配慮して保管していきたいと思っています。

この事業を実施するに当たって、どのようにデータを提供していくかということに関しては、杉並区の公式のホームページや図書館ホームページなどからリンクさせて、インターネット上にデータを上げて、どなたでも見られるような形で作っていくというふうに考えております。実際に事業が開始しましたら、広報活動も行いながら、皆さんに、より多くの方に見ていただけるように進めていこうというふうに思っております。

今、5ページに入っておりますが、今後のスケジュール、2-7で、これ、別紙参照という

ふうに書いてありますが、今日は別紙はつけておりません。これからの予定なんですけれども、先ほどから7年度実施というふうに申し上げておりますが、今までも図書館資料に関してはデジタル化を進めてきております。更に、郷土博物館などが持っている資料、あとは区が持っている、広報課が持っている資料などを集めて、令和7年度、来年度ですね、かけて、7年度中に公開ができるように、これから進めていくように予定をしています。7年度に入りましたら、すぐに業者選定をして契約をして、どういうふうな形で作っていくかということを考えていきます。公開は令和7年度の後半になるとは考えていますけれども、7年度中の実施ということで、今、計画をして進めているところです。予算についても、今、予算要求をしていて、7年度予算化されるように計画しておりますので、予算が決まりましたら、その予算の中で実施をしていくというように考えております。

公開後の利活用については、先ほども少しお話ししましたが、多くの方に見ていただくためには、いろいろなサイトがあり、デジタルアーカイブシステムということで言うと、国会図書館のジャパンサーチが、多くの方が利用するものと思います。そこに参加をして杉並区のデジタルアーカイブもジャパンサーチから連携するような形でいけるように進めていきたいと思っています。

最後に、二次利用の条件について、こちらのほうも運営要領で定めるということになっていますけれども、公開したものをただ見るだけではなくて、それを使って、例えば先ほどお話しした学校の授業に使うというようにした場合は、それを子どもたちの授業に使うように、加工ができたりとか、そういったことの基準もありますので、それについても要領で決めて、どこまでそれを、その公開した資料を二次利用できるかということも規定して公開していくように考えております。

計画の説明は、以上になります。本日、この場で説明、報告させていただいたのは、本事業は杉並区の計画事業として進めているものでありますので、図書館の事業として大きなものであるということを踏まえて報告させていただきました。これから進めていくことになりますけれども、今後、委員の皆様からも何か意見がありましたら頂ければなと思ひまして、今日は報告とさせていただきます。

○資料相談係長 そうしたら、ちょっと予定はしていなかったんですけども、先ほどの説明の中で、他区がやっているデジタルアーカイブを見てもらうようにします。

○中央図書館長 この間、少しだけ説明させていただきますと、まだ、これから、来月から区のほうの来年度の予算審議が始まってくるんですけども、図書館の業務の中でこのデ

デジタルアーカイブ化を進めていくというのが目玉の一つになっていくことになります。ただ、これは7年度で構築して終わりではないので、これからどんどん広げていくということでの、その初めの第一歩ということでの予算ということを進めていくという事業でございます。

○委員 第一歩ということは、対象資料をこれからまた広げていく可能性があるということですね。

○中央図書館長 はい。そうですね、はい。図書館資料も増えていきますし、あと、対象とする、例えばさっき言った議会とか、いろんなところの対応が必要なものを入れていくということがありますので、それをこれから進めて、それも加えていくという形になります。

○委員 公文書とか、そういうものを対象にするわけではない。

○中央図書館長 基本的には歴史的資料ですから、公文書……

○資料相談係長 行政資料も含まれます。

○中央図書館長 資料ということです。

○委員 含まれる。

○資料相談係長 はい。

(他区のデジタルアーカイブについて投影開始)

○資料相談係長 今、はい、映し出されていますが、これは「としまひすとりい」ですね。豊島区のデジタルアーカイブになります。

○企画運営担当係長 いろいろな行政資料や歴史的な資料、写真、記念誌などを見ることができます。

○資料相談係長 そうですね。図書館資料ですと、先ほど行政資料も行いますとありましたが、行政資料なども、今、もうデジタル化しておりますので、ここに入ってその資料を見ることができると。古いものからデジタル化しています。現在のものは今、それぞれの部署でインターネットに載せておりますので、それよりも古いものなどは、このデジタルアーカイブで見ていただくようにできるということになります。

すみません。ちょっと、連携をしておりませんで、今日はそのつもりではなかったんですけれども、これからホームページのほうを見ていただくように準備をしていたので、たまたまこちらのほうもご覧いただくことができました。こういった形でインターネット上で見ることができるというものを、来年度以降、図書館として作っていくというご報告に

なります。

○会長 よろしいでしょうか。

○資料相談係長 はい。ありがとうございます。

(他区のデジタルアーカイブについて投影終了)

○会長 はい。説明ありがとうございました。来年度から行う事業ということなので、皆様からのご質問やご意見等をちょっとご発言いただきたいと。ありましたら、ぜひお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

じゃあ、委員、どうぞ。

○委員 デジタルアーカイブ化って、いつでも、どこでも、誰でも見られるような状況になるということはすごくいいと思うんですけども、今の豊島区なんかを見ていても、自分で求めていかなければたどり着かないじゃないですか。例えば、これは港区のだったかな、港区の歴史みたいなのを、ストーリーがある中でずっと求めていったときに、ここには港区の区史がありますとか、文化的な行事のアーカイブがありますとかというふうに展開していくと、そのピンで求めていなくても、それに入っていく、触れることができるんだと思うんですね。だから、デジタルアーカイブ化した後にどんなふうに利用勝手をよくしていくかというのはすごく大事なポイントで、そこらというのは、何かお考えが、今、あるんでしょうか。伺えたらと思っています。

○資料相談係長 今後どういうふうに運営していくかというのはこれからの話になると思いますけれども、まずは検索しやすいように、誰でも、どこを見れば分かりやすいように作っていくというのが大事だと思っています。先行自治体の例もありますので、そちらのほうを参考にしながら、どういったものを作っていったらいいかということを考えながらやっていきたいと思っています。

○委員 見たくなりましたね。

○委員 見たくなります。

○会長 どうぞ、委員。

○委員 港区のを見ていたんですけど。いいですか、ちょっと。すみません。

今お話を聞いて港区のを見ていたんですけど、確かに入りやすいなと思ったんですけど、これ、業者さんが一緒なんですよね。だから、先ほどとしまひすとりいもアデアックで、港区もアデアックなので、要するに、どう構築していくかという技術的な話ではなくて、どういうインターフェースでどういう導入にしていくかというのを区がどう考えてくださ

るかということだと思うので、そこに期待しております。

○資料相談係長 アデアックは、デジタルアーカイブを作っている業者になります。なので、こちらのほうもアデアックは念頭に置いて動いているところなんですけれども、もちろんそこも含めて、いろいろな業者を確認しながらやっていきたいというふうに思います。

○会長 ほかにありますでしょうか。

委員、どうぞ。

○委員 すみません、幾つかお尋ねしたいなと思いました。

一番気になったのが著作権の処理のところでした、著作権者を調べていくって、すごく大変なんです。もう何十年かたっているものだと何代も相続が発生していたりするし、連絡が取れない人もいたりするし。ということになってくると、何か物すごい時間がかかって、著作権者にどこまで負担を求めて著作権者を確認していくということを想定しているのかなというのが、ちょっと、これはどちらかというと心配しているというところです。

で、対象資料の中で著作権処理が必要な類型のものって、どんなものがあるって、どんなもので、どれくらいの量があると想定されているのかなというところも伺いたいかなと。

それから、二次利用の仕方のところは、これも気になりまして、公開された後に、例えば商用利用についてはどういうふうに想定されているのかなとか、あと、最近ですとAIの学習に使われるというようなこともあると思うんですけれども、その辺についてはどのようにお考えになっているのかなというところも気になりました。

あと、取りあえず来年度の対象資料というのはこのくらいなのかなと思ったんですが、この先の展開として行政資料もということになってくると、そちらのほうの分量が物すごく多くなってきて、今回の対象資料は、本当に地域の皆さんに役立てばみたいな感じかなと思ったんですけれども、ちょっと毛色が違うので、何か入り口、まあ、入り口というか、この一つのデジタルアーカイブの中で、行政資料とそれ以外のもの、歴史的な資料というのをちゃんと区別して入りやすいようにしていただいたほうがいいのかなということをやっと思いました。

あと、杉並区では、行政資料の保存みたいなものというのは、デジタル化して何か今まではやっていなかったんですかね、というところもちょっと教えてください。

○資料相談係長 はい。では、一つずつ行きたいと思います。

著作権の処理については、おっしゃるとおり、大変な作業になります。どこまでやっていくかというところなんですけれども、もちろんできる限り、著作権を持っている方に確認を

しながら、了解を得てやっていくということを想定しています。ただ、もう追えないというものもあると思います。国が進めているデジタルアーカイブ事業ですので、それを考慮して行っていきたいと考えています。なかなか完全にそこまでいかなかった場合で、これはちょっとこれ以上は追えないと。上げていくことが必要なんだといった場合、どういふふうに判断するかというのは、そのときの判断になると思います。質問の、大変ですよ、ということがありましたけども、大変なことをやっていこうというふうには考えています。

2番目の、どのくらいそれをやってこうと思っているかということでしたかね。

○委員 著作権の処理が必要なものがどれで、どのくらいの分量があるのか。

○資料相談係長 はい。想定しているものは図書館資料ですので、もう既にデジタル化しているものに関しては、著作権法についてはほとんどクリアしているものをデジタル化しています。今後も著作権に関して許可を取る作業をしていますけれども、分量としてはこれからどのぐらい出てくるかということです。今、準備しているものに関しては、量としてはもう既にクリアしているものが多いと考えています。

あと、今後参加してくる郷土博物館のものとか、例えば広報課で持っている、かなり前のもの、昔のものの写真などで、それが、人物の顔が写っていたりとか、そういったものがあると思いますけれども、それをどういふふうに処理していくというのも考えなければいけないと思いますので、これ、今後上げていこうと思っているもののその辺の対応が、分量としては多いかなというふうに思っています。

3番目、二次利用については、例えば全く加工はできませんというもの、あと、出典を明らかにすればオーケーですというもの、あとは自由に使ってくださいと。もう少し細かくしますけれども、これについては、クリエイティブコモンズライセンスの表示があります。それを付けながら、どのように利用してもらうかという表示をしていこうと思っています。それに従って、二次利用については考えています。

あとは、この先の展開ですかね。

○委員 AIの学習に利用される可能性は。

○資料相談係長 はい。これは説明の中でも申し上げましたが、行く行くは子どもたちの学習にも使えるであろうと想定しています。AIの学習というのは、ちょっと、今すぐにどういふ関係になるのかがイメージがつかないんですけれども、例えば、今、こういうことがあり得るだろう、あるだろうなと思っているのは、地域の歴史を知ろうという授業をするときに、その地域の例えば古地図みたいなものがあつたとしたら、それを子どもたちに

見せて、昔は杉並区はこういうところだったんだよというようなことが目で見て分かるというようなことは想定ができるのではないかなというふうに考えています。AIとの授業については、ちょっと、ちょっとイメージがつかないんですけども。

あと、最後ですかね……

○生涯学習担当部長 行政資料。

○資料相談係長 杉並区としてはどのように……

○委員 これまでどのように行政資料を保存してきたのかなと。

○資料相談係長 はい。

○委員 その、これをやらないと行政資料が保管できないのでやらなきゃいけないという話なのか、今も既にあるんだけど、こっちに移管しますよということなのか、どうなのかなと思ったんです。

○資料相談係長 区全体で行政資料をデジタル化して保管しているようにはなっていないです。

○委員 ほう。

○資料相談係長 それぞれの部署で、当然、資料は持っているし、デジタル化しているところもあります。が、区全体でまとめてその資料を保存するように、例えばデジタル化をしていくとか、そういった部署が一つあるということではないですね。特に、杉並区の資料として持っているのは、区政資料室があります。資料室には区政の今までの資料を持っているわけですけども、当然、紙で持っているのがメインですので、これをどういうふうにこれから保存していくかというのは、実は図書館がこれから中心になって、今後の広報課とかいろいろな部署と話し合いをしながら、あと、区の総務課なども含めた話し合いも出てくるとは思いますけれども、これからやっぱりどこかの部署で中心になってやっていくことだと思いますので、今現在としてはどこかの部署でそういう保存するためのことをやっていくということはないというふうに認識しています。

○委員 はい。

○中央図書館長 少しだけ補足しますと、行政資料も、もう既に区のほうのホームページの中に入っている部分があるんです。区政資料室の中でも、近年のやつはそれが同じようにホームページに入っているんだけど、紙だけで残っている場合もある。そこをどういうふうにしていくかというのは、歴史的資料の次にそれをどうしていくかというのが今後の課題になってくるんですが、まずは取っかかりとして、今、私どもの持っている歴史的な

資料をアーカイブ化して、その仕組みの中にどう入れていくか、それともそれにリンクを貼っていくのかというのは今後の課題なのかなとは思っています。できれば、本当は公文書館みたいな形であれば本当は理想的なんでしょうけれども、それも今後どう進めていくかは、これからの検討になります。

○委員 ありがとうございます。いろいろとお答えいただいて。

今伺って、ちょっと気になった点としては、著作権者の同意が全部得られなくてもやれる。やる判断をするかもみたいなところは、そこはちょっとリスクだなと思ったので、そこはちゃんとしていただいたほうがよかろうと。いや、もちろん、何か法律とかがあって、それをクリアできるものがあるんだったらいいかと思いますけれども、えいやでやらないほうがいいのかなと思いましたということと。

あと、AIの学習というのは、ちょっと、ご説明されていたのが小学校での郷土学習みたいな話だったんですけれども、そういうことではなくて、ChatGPTみたいなもので、こう、わあっとたくさんの資料を読み込んで、何かAIで生成してしまうみたいな、そういう利用のされ方があり得るけれども、そこはどういうふうに想定されているのかなと。これからの時代はちょっとそこも、それでもいいんですということなのか、そこは禁止ということにするのかということは考え、その二次利用の運営要領の中では想定されたほうがいいのかなということとはちょっと思いましたということです。

以上です。

○会長 はい。ありがとうございます。

ほかの委員の皆さんで。委員、どうぞ。

○委員 恐れ入ります。先ほどのAI利用に関しまして私も気になった点がございまして、文書系の公文書等は恐らく学習されても問題はないのかなと思うんですけれども、やはり著作権のこともありました、個人の所有物、個人に著作権が帰属しているものに関しましては、非常にそういったAI対応というのが、時代としてもご検討いただく必要があるのかなというふうには思っております。

また、文書系でもそうですが、画像ですとか写真ですとか、そういった、そうですね、より芸術方面のデータというところも今かなり問題となっているというところなので、法律上、現在、非常にグレーゾーンというところがあって、法整備もなかなか進んでいない中なので、非常にご苦労されることかとは思いますが、そういったところとのAI学習への対応ですとか。

今、個人の、そうですね、イラストレーターさんですとかそういった方に関しては、ウォーターマークみたいなものをつけるですとか、AI学習を阻害する、何でしょうね、フィルターじゃないんですけれども、そういった、かけるアプリ等もあるようなんですけれども、個人のレベルではそういったところに対応しているという状況の中で、こういった公的機関ですとか図書館としてどういったご対応をされていくかというのも議論の必要があるかなというふうに考えました。恐れ入ります。

○生涯学習担当部長 すみません。じゃあ、私のほうから。担当部長です。

著作権に関しては、やっぱり例えば写真1枚取っても、かつてはやっぱりこのデジタルという、SNSも含めて、インターネットというものがないときには、相手方に了承を取るときにも想定していないので、例えば区の発行物に使いますとか、こういうものに使いますというところで止まっているものはほとんどなんです。どこの、まあ、これは自治体に限らず、やっぱりウェブ上に載ってくるというのは、ここ10年、20年の話なので、今、例えばもう、直近で、最近では、近年ではそういうところにも使いますよというご了解を得たりとか、あるいは広報誌には載せてもいいけどインターネットには載せないでくださいというような回答もありますので、やっぱり著作権では注意していかなくちゃいけないものだと思います。

AIについても、やっぱり、今はAI上で、例えば文章なんかも誰が作ってどう著作権があるんだとか、写真や映像を加工された場合にも著作権を侵害してしまうというおそれもあるので、そこについては、やっぱりグレーゾーンの段階ですぐにちょっと行政としてそこを導入するのは難しい部分があると思うんですね。こういうことが広がってくると、もしかすると、近いうちにガイドラインのようなものが出る可能性もあるので、そうしたものを参考にしながら、できる限りオープンにしていくのと併せて、やっぱり著作権とかそういうものは守っていかなくちゃいけないというのが基本的な考え方です。

○会長 ほかに、委員の皆様からいかがでしょうか。

デジタルアーカイブの事業自体はすごく進めておいてほしいし、いろいろなデータが紙と別にデジタルで広がるというのはすごく、杉並区の広報としてもいいですし、今回、想定する利用者の中に例えば旅人とか旅行者の方々が杉並にたまたま来たときに、ほかの関心を見たりと、そういうところも出てくると思いますので、やるべきことはすごく重要だと思いますが、実際やろうとすると、いろいろな法律もそうですし、法律では認められているんだけど社会的に今議論になっている部分とか、以前、うちの市で、古い地図、著作

権のない、もう昔の江戸時代の地図をデジタル化して大学のホームページで公開しようとしたら、いわゆる処刑場だったところに住んでいる方々がいるんですね。で、GISでまち歩きをするときに、まち歩きをすると、古い地図であなたは今ここにいますよ、みたいのが出るんですよ。たまたま、その処刑場の部分が出ちゃうと困る、と。「どうする？」という話になって、博物館の学芸員さんにそこは相談して、博物館ではこういう、例えばいわゆるブラック問題とかの資料についてはこういう扱いをしていますよというアドバイスを受けて、たしか、地図記号的なものはちょっと見えなくして公開したみたいな、そういう処理をしたり。まあ、それはちょっと個別になるんですけど、いろいろあるので、ちょうど郷土博物館とも連携するということなので、博物館のほうがそういう問題って結構扱ったりしますから、ぜひアドバイスを受けていただくのがいいかななんていうのは思いますし、また、首相官邸のホームページのほうでデジタルアーカイブのガイドラインは幾つか公開されていますので、ご参考にされたらなと思います。

ただ、基本的な姿勢として、区とか自治体がやるというのは、皆さんの共有物としてデータを預かっているという考え方なんです。区のデータではなくて、住民の方のデータ、情報なので、できる限り公開していくという姿勢で公開するというのはまず前提として、それが、個人が持っている、例えば先ほどイラストレーターさんの話のように、自分が描いた絵をネットに公開するときに学習されたくないという、それはもう本当にその方のものなのでいいんですが、区が持っている写真、区の方が写した写真もそうなんですけど、そういうものは基本的にはみんなの情報なので、そこはできるだけみんなで使えるようにしていくという前提で、先ほど言った肖像権の問題ですとか、あとは、含めた、出してほしくない。だけど、ここに写った人は特定できないよねとか、あと、著作権についても、基本的に、今、著作権の処理が難しくなった時点でどういう扱いをしているかというところ、デジタルアーカイブの学会とかでの報告だと、先ほど言った相続とかが発生して、ある程度、例えば2代先までもうちょっと相続がうまくいってなくて、例えば相続人が10人を超えたら、もうそのデータについてはデジタルアーカイブの公開を諦める。デジタル化はするんだけど公開は諦めるとか、あとはもう、デジタル化自体ももう諦めて、これは何かその、ここのご家族の中で何か、処理が終わるまではもう塩漬けにしちゃう。もう、そういう扱いをするしか、今の法制だとなかなかそういう扱いをするしかないものというのも出てくるというのはもう、しょうがない、仕方のないこととしてありますね。個人の出版のものだったら、裁判所に供託金をあげて、この本について著作権を持っている方は

手を挙げてくださいます。みたいなこともできるんですが、個人が持っている写真とかそういうもののデジタルアーカイブの場合にはなかなかそういう制度も難しかったりしますので、このガイドライン、まず内閣府のガイドラインとかに沿って、これから利用を考えていただけたらと思います。

あと、自分がやっぱり司書教諭とかの授業をする中で、やはり写真を学校で使うためには、ストーリー化とよく言うんですが、何かこう、ただ写真をネットに広げて、先ほど古地図がという話なんです。なかなかそういうばらばらとしたデータは、小学校の学校教育だと、先生が、本当は高校の先生とかが地域の郷土教材みたいな感じで作ってくれればいいんだけど、なかなかそういう余裕もなかったりしますので、図書館と博物館が連携して、教材レベル、教材になるぐらいのレベルまで写真とかを組み合わせ、コンテンツとして作ってくれれば、それは実は住民の方も見やすくなりますし、学校でも使いやすくなりますので、これは今後の、まずデジタル化して公開した後の話になりますので、だからぜひそういう展開も考えていただけるといいかななんて思います。取りあえず、まず最初の一步としてデジタル化をして、インターネットに公開するということから始めていくというところで、今日はそういう、最初の着手報告みたいな形で承ったということですので、いいですね。ほかの委員の皆様も、また注目していただけたらななんて思います。

じゃあ、ほかに特にご質問がございませんでしたら、この議題は以上とさせていただきます。と思います。

(了承)

○会長 それでは、本日、事前に用意した議題は以上になりますが、その他として、図書館ホームページの、先ほどちょっと話題に出ましたが図書館ホームページのリニューアルについて事務局からご説明がございますので、よろしくお願いします。

(新しい杉並区役所及び杉並区立図書館ホームページ画面を投影開始)

○企画運営担当係長 企画運営担当係長です。図書館のホームページをご紹介します前に、つい先頃、区のホームページもリニューアルしましたので、ご案内します。トップページはこのようになりました。

図書館ホームページも似たような感じです。今はスマートフォンで見える方、タブレットで見える方がほとんどで、パソコンで見える方は、あんまりいないということで、スマートフォンで見やすい、いわゆるアプリのような画面として作っています。

今回、区のホームページを先にお見せしましたのは、ここに「杉並区立図書館」という

ボタンが「相談窓口」、「引越し」、「戸籍・住民票」の下に、「救急医療・防災・防犯」の隣にできました。区のホームページからもアクセスしやすくなったということです。

新しい図書館のホームページでは、上にバナーがありまして、ここを押すと、デジタルアーカイブやパスファインダーが出てきます。このバナーができたというのが新しいホームページの特徴の一つです。座席予約システムは中央図書館だけですけれども、ここから予約をすることができます。「資料を探す」、「利用案内」など、中身は今と同じものですが、入口がおしゃれになって、押してみようかなという気持ちになるようなデザインになりました。

そして、今回、新しくなったのが、施設案内のページです。ここでは、どこの図書館が開館しているかというのが一目で分かるようにしました。これはご要望が多かったところです。施設案内では、例えば中央図書館は、今日、9時から8時まで開いていますということと、中央図書館のイベント情報、施設案内、それから地図が出ます。地図も、今までは絵地図でしたが、Googleマップになりました。

また、目立たない場所にあった「施設案内」や「よくある質問」のボタンを目立つ場所に持ってきました。図書館として開いていただきたいページをボタンにしたということと、特徴のあるものについてはバナーにして目立つようにしています。

現在は、10月末ぐらいまでに入力をしたもの、11月に掲載したものでデータを移行してあるので、ちょっとその後の差分というか、データ移行していない分について、各館でデータ入力を始めたところです。

切替につきましては、2月の中旬を目途に日程調整をしているところです。

○委員 すみません。新しい、この右上のバリアフリーの……

○企画運営担当係長 あ、そうですね。これも新しくなったことで、アクセシビリティについての対応ができるようになりました。記事を入力するときにもアクセシビリティチェックが入って、写真などを載せるときには読み上げができるように、写真の名前をちゃんと入力するとか、記号は読み上げができるものを使うといったことに配慮をします。また、背景色を、白から黒や青にしたり、それから文字サイズも、拡大することができます。「読み上げる」というボタンもあって、記事を読み上げることもできます。

○会長 はい。ありがとうございます。これ、2月中旬からということですので、また、新しくなったら詳しく見ていただきまして、使いこなして。しばらくはちょっと使い勝手が変わるんで、戸惑うところもあるかもしれませんが、今見る限りでは、いろいろ——あ、

どうぞ。

○企画運営担当係長 すみません。アドレスは変わりませんので、そのまま新しいホームページに切り替わるのですが、先ほど委員からお話があったように、蔵書検索は、図書館システムと連携させているんですね。そちらは、アドレスが変わるので、蔵書検索を直接リンクしている方にはリンク先を変更していただく必要があるかと思います。

蔵書検索システムの画面は全く変わらないので、何が変わったんだろうと思われてしまうかもしれません。ぜひ、トップページも時々見ていただきたいと思います。

○会長 はい。大丈夫ですかね。

(新しい杉並区役所及び杉並区立図書館ホームページ画面の投影終了)

○会長 本日は、今日はデモということですので、また、これはいろいろご意見とか、こういうところをこうしてほしいというのはまた個別にお伝えしていただけたらと思います。

今の段階で、何かご質問とかございますでしょうか。ちょっと、今は本当にさわりでデモを見ただけなので、感想レベルだと。はい。また使ってみて、ちょっと分からないところとか、あとはこうしたほうがいいんじゃないかというのはまたぜひお声を寄せていただけたらと思います。

それでは、本日の議題は以上となります。ちょうど時間もありますので、本日の議題は以上とさせていただきます。と思います。

それでは、事務局より何か連絡事項等ございますでしょうか。

○中央図書館長 はい。中央図書館長です。私のほうからはご報告等々3件ございます。

まず1点目でございます。令和7年度から、また新たに宮前図書館ほか8館、それから、今回、高円寺図書館が指定管理官になりますので、その、やっとな6年の第4回の定例会で指定の議決を受けましたので、ご報告をさせていただきたいと思います。

もう後ろのほうに、もう随分時間、長い間座っていただいている方々ですけれども、まず、南荻窪と下井草と今川図書館につきましては、TRC・丸善・大星すぎなみグループさん。それから、続きまして、宮前図書館と高井戸図書館につきましては、TRC・大星すぎなみグループさん。そして、成田図書館と阿佐谷図書館と方南図書館については株式会社ヴィアックス。これは、それぞれ、今まで指定管理として担っていただいた方々が引き続き令和7年から5年間、指定管理ということで、また従事していただくことになります。

それから、今度、今、直営館から指定管理者になりました高円寺図書館。これにつきましては、今現在、移転作業等々を進めていて、4月から新たなところで開館していくんで

すけども、このところにつきましては、名称がすぎはち共創グループ。共に創り出すグループというところで、その母体となりますのが東急コミュニティーさんとそれからTRCさん、そして、あと協和産業さんということで、ここのJVのところでやっていただくような形になりますので、ご紹介だけさせていただきたいと思います。また、いずれ、内覧会等も今考えているところですので、その時期が来ましたらご案内等させていただきたいと思っております。それが1点目でございます。

続きまして、2点目でございますけれども、2点目は、今、同席いただいている協議会の委員の皆様の任期についてのご連絡でございます。

先ほど部長のほうからもご説明ありましたように、第21期の任期満了、これが近づいてきておるところでございますけれども、21期の任期につきましては5年度と6年度の2年間ということで、おおむねの方々が令和7年6月9日までという任期になっているところでございます。事務局としましては、やはり、ぜひ、また皆様方に引き続きお願いしたいなと思っているところでございますけれども、今後、団体からの推薦の方々には各団体への推薦依頼、それとそれぞれの意向を確認させていただきたいと思っておりますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

なお、任期につきましては最長3期までということになっておりますので、3期を超える委員につきましては、大変残念でございますけれども、継続をお願いすることができません。その3期に当たる方が●●委員ということで、本当にこれはすごく私も残念なところでございますけれども、今回の期をもちまして退任ということになります。これまでのご尽力、ありがとうございます。ということで、私の2点目は以上でございます。

そして、3点目でございます。3点目は次回以降の日程でございますけれども、これにつきましては改めてご調整させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしますということでございますので、私からの報告3点につきましては以上でございます。

○会長 それでは、今期をもって任期満了となります●●委員より、一言ご挨拶をお願いしたいと思います。

○委員 はい。ありがとうございます。すみません。座ったまま、失礼いたします。今ご紹介いただきました●●でございます。ご紹介のとおり3期務めまして、このたび満了ということで、大変私もお名残り惜しいんでございますけれども。

思い起こせばコロナ禍前からなので、もう、がらっと世の中が変わり、そしてその間に中央図書館も改築になりまして、永福も新しくオープンいたしまして、それからまた、高

円寺もオープンするという事で、大変、図書館的にも変化の大きい時期に関わらせていただいて、私自身も大変、仕事上もとても勉強になりましたし、一杉並区民としても、あ、区はこんなふうを考えてくれているんだなということがよく分かって、大変ためになって、ありがとうございました。

今回もお話を伺っていると、これからデジタル化ということで、いろいろと、さらに変化していく時期にあると思うので、ますますのご発展をお祈りしております。また、皆様のご健勝もお祈りしています。ありがとうございました。

(拍手)

○会長 ありがとうございました。今、●●委員以外の委員の皆様に関しましては、中央図書館長様よりご説明あったとおり6月9日まで、お一人だけ6月23日までとなっておりますが、任期となっております。今後、各団体もしくはご本人の皆様には意向確認のご連絡がございますと思いますので、ぜひ、事務局へご回答をお願いしたいと思います。

事務局より、その他の連絡等はございませんでしょうか。大丈夫でしょうか。

○中央図書館長 はい。ほかにはございません。

○会長 はい。

それでは、令和6年度第3回図書館協議会を終了させていただきます。議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。お疲れさまでした。